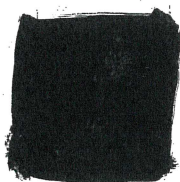


市立奈良病院の管理に関する基本協定書



市立奈良病院の管理に関する基本協定書

奈良市（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）とは、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第6条及び奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、市立奈良病院（以下「施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（管理業務を行わせる施設）

第1条 甲は、乙に次の施設の管理業務を行わせる。

- （1）名 称 市立奈良病院
- （2）所在地 奈良市東紀寺町一丁目50番1号

（管理業務の範囲等）

第2条 甲は、施設の管理に関する次の業務を乙に委任する。

- （1）病院における診療及び検診に関すること。
 - （2）病院に係る使用料及び手数料の徴収に関すること（平成23年度までの診療分に限る。）。
 - （3）病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - （4）その他必要な管理業務
- 2 前項各号に掲げるもののほか、乙は、病院に係る利用料金の徴収に関する業務を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、平成20年5月策定の「市立奈良病院建設基本構想」、令和4年3月策定の「第5次奈良市総合計画」、平成28年3月策定の「奈良県地域医療構想」、令和6年3月策定の「第8次奈良県保健医療計画」その他の関係計画を遵守し、病院の運営を行うものとする。
- 4 乙は、施設の設置目的及び管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重しながら、良質で信頼される医療提供体制の構築・確保を図り、将来にわたる安定的かつ持続可能な病院事業を効果的・効率的に実施するものとする。
- 5 甲は、市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、管理業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。

(指定管理者の責務)

- 第3条 乙は、施設の設置目的を自覚し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、医師法(昭和23年法律第201号)、医療法(昭和23年法律第205号)その他の関係法令並びに条例及びこの協定に定める事項を遵守し、施設が適正かつ円滑に運営されるよう管理しなければならない。
- 2 乙は、施設の特性に配慮し、必要な資格又は十分な能力を有する職員を適切に配置して管理業務を遂行しなければならない。

(指定の期間)

- 第4条 甲が乙を施設の指定管理者として指定する期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営交付金等)

- 第5条 甲は、管理業務に関し、円滑な運営を図るため、別に定める市立奈良病院運営交付金交付要領に基づき、運営交付金を交付するものとする。
- 2 甲が乙に対して支払う運営交付金の額、支払方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
- 3 甲は、条例第11条第2項の規定に基づき、病院に係る利用料金を乙の収入として収受させるものとする。
- 4 前項の利用料金の額は、条例第11条第1項に定めるところによる。

(経理の明確化)

- 第6条 乙は、管理業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならない。

(使用料等の徴収事務)

- 第7条 甲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2第1項の規定に基づき、第2条第1項第2号に掲げる使用料及び手数料の徴収事務を乙に委託する。
- 2 甲は、徴収事務を乙に委託するにあたり、乙を地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定し、乙は指定公金事務取扱者制度に

基づき、徴収事務を行うものとする。

- 3 乙は、徴収した使用料及び手数料を速やかに甲の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとし、その旨甲に通知するものとする。

(施設等の使用)

第8条 甲は、管理業務の遂行に必要な施設の土地、建物及び設備（以下「施設等」という。）を乙に対して無償で使用させるものとする。

- 2 乙は、施設等を常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、施設等の原形を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、第2項の規定に違反し、施設等をき損し、又は滅失した場合は、甲の指示するところによりその損害を賠償するものとする。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(備品の貸与)

第9条 甲は、甲が所有し、又は購入した備品を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、備品を使用し、保管しなければならない。
- 3 乙は、乙の故意又は過失により備品をき損し、又は滅失したときは、これを弁償又は購入若しくは調達しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(費用負担)

第10条 平成19年度以後の機器備品の購入及び修繕並びに施設整備及び修繕は、原則として乙の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が費用を調達するために病院事業債を起こした場合における当該病院事業債の元利償還金の負担については、交付税措置の部分を甲が、これを除く部分を乙が負担するものとする。ただし、医療施設等施設・設備費補助金（再編成公的医療機関等施設・設備整備事業分）で実施する事業に係る病院事業債については、元利償還金の全額を甲が負担するものとする。
- 3 施設等の管理に係る費用のうち、建物及び甲の所有に属する機器備品に係る火災保険は、甲の負担とする。

(備品等の所有権)

第11条 施設に係る備品等のうち、指定期間中に乙の負担により購入したもの

の所有権は、乙に属するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 乙及びその業務の従事者(従事していた者を含む。)は、管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された場合も、同様とする。

2 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う場合においては、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の保護のための規程を設けなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、情報公開を推進するため、乙が行う施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう、関係法令等を基に情報公開に関する規程等を別に定め、情報提供及び文書等の開示に努めなければならない。

2 乙は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第31条第3項の規定に基づき、甲から文書等の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された場合も、同様とする。

(文書の保存等)

第14条 乙は、管理業務に係る文書等の管理及び保存に関し必要な事項について規程を定め、適正に管理し、保存しなければならない。

2 乙は、次に掲げる管理業務に係る文書等については、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理に関する文書
- (2) 管理業務に係る事業報告書
- (3) 甲が別に指定する書類

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務委託の制限)

第16条 乙は、管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、主たる管理業務を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(目的外使用許可)

第17条 乙は、法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の必要が生じたときは、甲と協議し、その許可を得るものとする。

(地域における医療関係者等からなる会議内容の反映)

第18条 甲が病院の運営等に関する協議機関として設置した市立奈良病院運営市民会議で集約された協議事項について、次条の管理運営協議会に諮り、乙は病院運営にこれを反映させるものとする。

(管理運営の協議)

第19条 病院の施設等の整備及び管理運営に関する重要な事項を協議するために、甲乙の代表による管理運営協議会を設置するものとする。

(政策医療の実施)

第20条 甲は、政策医療を実施する必要が生じた場合、乙にこれを要請し、実施の可否及びその内容、実施方法等について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議に基づき実施する政策医療に必要な経費の負担は、協議で定めるところによる。

(市民に対する啓発活動)

第21条 乙は、甲が行う保健、福祉、医療等との連携において市民等を対象とする健康に関する学習会等の啓発活動に全面的に協力するものとする。

(年度事業計画等)

第22条 乙は、当該年度をもって指定の期間が満了する場合を除き、毎年度甲が指定する期日までに、事業年度に係る次の書類を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書
- (2) 管理業務に係る収支予算書
- (3) その他甲が必要と認める書類

(月報)

第23条 乙は、管理業務の実施に関し、毎月月末までに前月分の状況を甲に報告しなければならない。

(年度事業報告)

第24条 乙は、年度終了後2月以内に前年度の病院事業報告書及び病院会計決算書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が第33条又は第34条の規定に基づき、乙を指定管理者とする指定を取り消したときは、甲が指定する期日までに、指定を取り消された日まで
の当該年度の管理業務に係る事業報告書等を甲に提出しなければならない。

3 前2項の事業報告書には次の事項を記載するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 管理業務に係る収支の状況

(3) その他甲が必要と認める事項

(重要事項の変更の届出)

第25条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(緊急時における対応)

第26条 乙は、災害、事故等の緊急時の対応の基準を整備するとともに、関係機関との連携を図り、適切で速やかな対応を行うものとする。また、必要な都度甲に報告するものとする。

(管理業務遂行困難な場合の措置)

第27条 乙は、災害その他やむを得ない事由により管理業務の遂行が困難になった場合は、その事由及び経過を記載した文書を速やかに甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。ただし、文書を提出する暇がないときは、事後速やかに提出するものとする。

(事故報告)

第28条 乙は、施設等を損傷し、若しくは滅失し、又は施設においてその他の事故があったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(医療事故等への対応)

第29条 乙は、医療事故等が発生した場合、患者等の救済を第一に行うとともに

に、直ちに甲に報告しなければならない。医療事故等に関する対応は、乙が責任を持って行うものとする。また、乙は、医療事故の公表について、甲に準じて行うものとする。

(医療事故、管理業務の履行等に係る損害賠償責任)

第30条 乙の医療行為等によって患者等に対して損害を与えたときは、甲が、これを賠償する責任を負うものとする。

- 2 乙は、前項の賠償を行うための賠償責任保険に加入するものとし、その保険料は、乙が負担する。
- 3 甲は、第1項の規定により医療事故等の損害賠償を行なった場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、前項の賠償責任保険により補償された場合は、乙は、その限度において、その責めを負わない。
- 4 乙は、第1項に掲げるもののほか、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(事務処理状況の調査等)

第31条 甲は、施設の管理の適正を期するため、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(勧告)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な勧告を行うことができる。

- (1) 医療法その他法令又はこの協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の遂行が不相当と認められたとき。
- 2 乙は、前項に定める勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(指定の取消し等)

第33条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙を施設の指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が、その責めに帰する理由により関係法令、条例、規則又はこの協定

に違反したとき。

(2) 乙が、管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が、第31条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、虚偽の報告をし、調査を妨げ又は甲の指示に従わないとき又は前条の勧告に従わないとき。

(4) 乙又は乙の代表者が次のいずれかに該当することになったとき。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限される者

イ 市町村税を滞納している者

(5) 乙の経営状況の悪化等により、施設の管理を継続することが不可能又は著しく困難であると認めたとき。

(6) 乙から次条第3項に規定する事情によらないで指定の取消しの申出があったとき。

(7) 管理業務の一部を他の事業者へ委託するに当たり、委託先が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜等を供与する等協力し、又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等これらと交わりをもつ者をいう。）と知りながらそれを容認して委託契約を継続させているとき。

(8) 管理業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

(9) その他乙の責めに帰すべき事由により、乙による管理を継続することが適当でないと認めたとき。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、乙を施設の指定管理者とする指定を取り消すものとする。

(1) 暴力団

(2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

(3) 前2号に掲げるもの並びに暴力団の構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体

(4) 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下

同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

(5) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有している法人その他の団体

- 3 甲は、前2項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより、乙に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項及び第2項の規定により、甲が指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 5 乙は、管理業務を継続することができない事情が生じた場合において、指定管理者の指定の取消しを求めるときは、指定の取消を受けようとする日の2年以上前までに申し出、甲と協議するものとする。この場合において、乙は、甲の了解がある場合を除き、甲の被った損害を補償するものとする。
- 6 甲は、乙が第2項各号に該当する疑いがあると認めるときは、奈良警察署長に対して乙に関する情報を提供して確認することができるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由によらない指定の取消し等)

- 第34条 甲は、条例の改廃により、乙に管理業務を行わせる必要がなくなったときは、乙を施設の指定管理者とする指定を取り消すことができる。
- 2 甲は、天災その他やむを得ない事由により施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、乙を施設の指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 3 甲は、甲の責めに帰する事由により乙による施設の管理業務の履行が不可能となり、乙から指定管理者とする指定の取消しの申出があったときは、指定を取り消すものとする。
 - 4 前3項の規定により甲が指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより乙に生じた損失の補償については、甲乙協議して、定めるものとする。

(原状回復義務)

- 第35条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は第33条若しくは前条の規定により指定が取り消されたときは、施設等を原状に回復し、速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(協定の改定)

第36条 甲及び乙は、施設の管理業務に関し、必要と認めるときは、甲乙協議して、この協定を改定することができる。

(協議)

第37条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

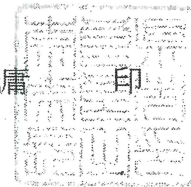
令和6年3月31日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長

仲川 元庸



乙 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興

理事長 吉新 通康

